A	試 験 申 込 書 [コンクリート]	С	第	_	-	号	
### 20	37						
展	者				$\neg$	05555	
及 世 所 名	if I would be a second of the						
	及 役 職 代表取締役 こちらのアドレスに試験結果速報が送信されます。						
選挙を持続を	郵 大一ルアトレス toro@Nijrete 00 in	$\overline{}$					
田田	技		TEL	09	0 – 8888	9999	
本来所名   本来所名   本来所名   本来所名   本表が解放   表表が明は記入しないで下さい。   本来所名   表表   表表   表表   表表   表表   表表   表表	○ 氏 名 <b>新潟 次郎</b>	<u> </u>		02	5 – 0222	0333	
<ul> <li>元 後 根 代表取締役</li></ul>	告 事業所名 <u>△△△建設工業 株式会社</u>						
計画   日   日   日   日   日   日   日   日   日	宛 役 職 代表取締役 報告書に記載される宛名になります。 太線枠内は記入しないで下さい。						
1. コンクリートの圧縮頻度試験	<u> </u>		単位	数量	* 22.		
1. = 2-2リートの圧縮強度試験							
2. コンクリートの曲げ強度試験 (JS A 1105)   1本   2,200   1	1. コンクリートの圧縮強度試験 [JIS A 114	08 ]		1	,	4,900	
2. コンクリートの曲げ強度試験 3. コンクリートから抜き取ったコアの圧縮強度試験 4. コンクリートから抜き取ったコアの圧縮強度試験 5. コンクリート強度試験用供試体の切断 5. コンクリート強度試験			•		<u> </u>		
3. コンクリートが技き取ったコアの圧縮強度試験	2. コンクリートの曲げ強度試験 (JIS A 11e	06 ]			,		
4. コンクリート強度試験用供試体の切断	3. コンクリートから抜き取ったコアの圧縮強度試験 [JIS A 11	07 ]	•				
6. 副本	4. コンクリート強度試験用供試体の切断		1断面		<u> </u>		
6. 副本	5. コンクリート強度試験 ************************************		1面		1,500		
消 費 税 合 計 金 額   エ 事 名 等 (財)建設技術センター改修工事 施 工 地 名 ○○市西区山田2522-○○ 打 込 箇 所 生 コン 工 場 名 (株)□ 生コン	正本1部のほか、必要な部数のご記入をお願い致しま 6. 副本	す。	1部	1	400	400	
# 費 税	小					5,300	
正 事 名 等 (財)建設技術センター改修工事 施 工 地 名 ○○市西区山田2522-○○ 打 込 箇 所 基礎 生 コ ン 工 場 名 (株)□□生コン	消费税						
施 工 地 名 ○○市西区山田2522-○○ 打 込 箇 所 基礎 生 コ ン 工 場 名 (株)□□生コン コンクリートの種類による記号 呼び強度 プラブスは 利電材の 泉大寸法(mm) セメントの種類による記号 呼び強度 プラブルー(mm) 泉大寸法(mm) セメントの種類による記号 N BB 日 1 8 25 N BB 日 2 N B	合 計 金 額						
打 込 箇 所 基礎 生 コン 工 場 名 (株)□□生コン  □	工 事 名 等 (財)建設技術センター改修工事						
生 コ ン 工 場 名 (株) □ 生コン コンクリートの種類による記号 呼び強度 スランブスはステ 規一体がの 最大寸法(mm) セメントの種類による記号 呼び強度 スランブスにステ 規一体の	施 工 地 名 OO市西区山田2522-OO						
呼 び 方 普通 □ 高強度 □ 18 25 □ N □ BB □ H 元の他 ( 打 設 日 令和 00 年 00 月 00 日 試験日 中の地域 □ 現場対かん その他 ( 打 設 日 令和 00 年 00 月 00 日 試験日 中の地域 □ 現場対かん その他 ( 供 試 体 寸 法 □ 無法 □ 国地域 □ 中の地域 □ 中の □ 中	打 込 箇 所 <mark>基礎</mark>						
呼 び 方	生 コン 工 場 名 (株)ロロ生コン						
□ 舗装 □ 軽量 種 21 18 25 その他 ( 打 設 日 今和 00 年 00 月 00 日 試験日 今和 00 年 00 月 00 日 材齢 28 頁					セメントの種類による記号		
養生方法   標準	18 18	25	5	l	<del>-</del>	□ H	
世	打 設 日 <mark>令和 00</mark> 年 00 月 00 日 試験日 <del>令和</del> 00 年	F 00 月	00	材	齢 2	28 目	
供 試 体 寸 法 □ 圧縮□4 □ 曲げ□4 その他 ( 発 注 者 新潟県 □ 国の機関 □ 市町村 その他 ( 報告書の受取方法 郵送 □ 窓口受取  供試体返還の要否 □ 「不要」:廃棄 □ 「要」:窓口受取 □ 「要」:宅配(着払い)  供 試 体 番 号 1 2 3 試料受入 納 品  特記事項 □ 「おいで運動をお願い致します。  「おいて、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。  「おいて、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。」 □ ISO17025 □ 未対応 □ 顧客  「おいて、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。」 □ ISO17025 □ ま対応 □ 同名  「おいて、記載が必要なが発注者から指定された強度等)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発注者に送付すること』とされています。 □ JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づいて管理します。 □ JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づいて管理します。 □ JNLA登録試験におきましては、「JIS A 1132の供試体の形状寸法の許容差の測定について、ISO/IEC 17025:2017の箇条7.4.3」を適用し省略します。 供試体の形状寸法の許容差については試験依頼者(顧客)により確認されているものと致します。 □				` `		)	
発 注 者 新潟県 □ 国の機関 □ 市町村 その他 ( 報告書の受取方法 ■ 郵送 □ 窓口受取 □ 「要」: 空配(着払い) 世 試 体 番 号 □ 【	供試体寸法 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十						
報告書の受取方法 ■郵送 □ 窓口受取 □ 「要」:宅配(着払い) 供 試 体 番 号 1 2 3 試料受入 納 品 特記事項 □ 「表記事項として、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。 □ 「SO17025 □ 未対応 □ 顧客						)	
供試体返還の要否 □「不要」:廃棄 □「要」:窓口受取 □「要」:宅配(着払い) 供 試 体 番 号 1 2 3 試料受入 納 品 特記事項 して、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。  新潟県土木部長通知により、『各公的実施機関は、新潟県土木部発注の工事において、施工業者から試験検査の依頼があったもののうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度等)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発活者に送付すること』とされています。  JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づいて管理します。 JNLA登録試験におきましては、「JIS A 1132の供試体の形状寸法の許容差の測定について、ISO/IEC 17025:2017の箇条7.4.3」を適用し省略します。供試体の形状寸法の許容差については試験依頼者(顧客)により確認されているものと致します。」						,	
供試体質量・荷重 特記事項として、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。  新潟県土木部長通知により、『各公的実施機関は、新潟県土木部発注の工事において、施工業者から試験検査の依頼があったもののうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度等)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発注者に送付すること』とされています。  JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づいて管理します。 JNLA登録試験におきましては、「JIS A 1132の供試体の形状寸法の許容差の測定について、ISO/IEC 17025:2017の箇条7.4.3」を適用し省略します。供試体の形状寸法の許容差については試験依頼者(顧客)により確認されているものと致します。」	<u> </u>	宅配(着払	い)				
供試体質量・荷重			3		試料受力	納品	
報告書に特記事項として、記載が必要な場合にご記入をお願い致します。  新潟県土木部長通知により、『各公的実施機関は、新潟県土木部発注の工事において、施工業者から試験検査の依頼があったもののうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度等)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発注者に送付すること』とされています。  JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づいて管理します。 JNLA登録試験におきましては、「JIS A 1132の供試体の形状寸法の許容差の測定について、ISO/IEC 17025:2017の箇条7.4.3」を適用し省略します。供試体の形状寸法の許容差については試験依頼者(顧客)により確認されているものと致します。」	WE 2 1 Pt 10	. <del>-^</del> == 1 +.+	シ語E1 1.2	5h: +-	<u> </u>	71.4 HH	
新潟県土木部長通知により、『各公的実施機関は、新潟県土木部発注の工事において、施工業者から試験検査の依頼があったもののうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度等)を満足しないものについては、試験結果報告書の写しを発注者に送付すること』とされています。  JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づいて管理します。  JNLA登録試験におきましては、「JIS A 1132の供試体の形状寸法の許容差の測定について、ISO/IEC 17025:2017の箇条7.4.3」を適用し省略します。供試体の形状寸法の許容差については試験依頼者(顧客)により確認されているものと致します。」	報告書に特記事項として、記載が必 ISO17025   未対応   顧客						
お問い合わせ先 一般財団法人 新潟県建設技術センター フリーダイヤル 0120-668-011 (本所新潟) □ 長岡支所:〒940-1104 長岡市摂田屋町字崩2595 TEL 0258-23-3733 FAX 0258-23-3739	新潟県土木部長通知により、『各公的実施機関は、新潟県土木部発注の工事にのうち、試験結果が規格値(呼び強度及び発注者から指定された強度等)を満足し者に送付すること』とされています。  JNLA登録試験は、当該申込により知り得た情報を ISO/IEC17025に基づい JNLA登録試験におきましては、「JIS A 1132の供試体の形状寸法の許容差の適用し省略します。供試体の形状寸法の許容差については試験依頼者(顧客)にお問い合わせ先 一般財団法人 新潟県建設技術センター	たいものに て管理しま 則定につい こより確認さ ツータ・イヤル	こつい す。 て、ISO れてい 20120	ては、i O/IEC いるもの <b>0-668</b>	試験結果報告書 17025:2017の と致します。」	膏の写しを発注 箇条7.4.3」を	